

2025年 6 月26日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 譲治
(コード番号：7345 東証グロース)
問 合 せ 先 上席執行役員 経営企画部長 宗正 彰
(TEL. 045-329-7150)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025年 7 月16日
(2)	処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 19,900株
(3)	処 分 価 額	1 株につき 548円
(4)	処 分 総 額	10,905,200円
(5)	株式の割当ての対象者 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員を含む） 3名 7,000株 当社の執行役員 3名 5,300株 当社の従業員（執行役員を除く） 27名 7,600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年 5 月24日開催の臨時取締役会において、当社取締役（監査等委員を含み、社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員、執行役員を除く従業員（以下、対象取締役と執行役員、執行役員を除く従業員をあわせて「付与対象者」といいます。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2023年 6 月28日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額38百万円以内（そのうち監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 8 百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること及び対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年76,000株以内（そのうち監査等委員である取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年16,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式

の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの処分金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、任意の指名報酬諮問委員会の諮問・答申を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、付与対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計10,905,200円、普通株式19,900株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者33名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について割当てを受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2025年7月16日(以下「本処分期日」という。)から2028年8月7日までの期間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

付与対象者が譲渡制限期間中(ただし、当該期間中に、付与対象者が当社の取締役、執行役員又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれの地位においても死亡により退任もしくは退職した場合には、本処分期日から当該退任もしくは退職までの期間とする。)、継続して当社の取締役、執行役員又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において付与対象者(ただし、付与対象者が死亡により退任もしくは退職した場合は付与対象者の相続人)が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

(3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

付与対象者が、当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合(ただし、退任もしくは退職と同時に取締役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。)には、当社は、付与対象者の退任もしくは退職の理由(自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等)等具体的事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

- I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

II. 付与対象者が退任もしくは退職した時点をもって、譲渡制限付株式割当契約書に定めた解除割合を本割当株式に乗じた株式数を本割当株式数から控除した株式数について、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもってその全部を無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式のすべてにつき、これに係る譲渡制限を解除することができるものとする。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における1株当たりの払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である548円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上